

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>揖斐特別支援学校の児童生徒及び教職員の給食供給委託</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>学校給食センターでは、学校栄養職員が栄養バランスや教育的効果を考慮した献立を作成し、「学校給食衛生管理の基準：文部科学省」に基づき調理された給食を、小中学校等に供給している。</p> <p>本校においては学校給食を供給する施設は設置されていない。</p> <p>揖斐川町は、学校給食センターにおいて町内の小中学校の給食を一括調理している。</p> <p>民間業者に委託する場合、献立作成を委託することができないことから学校栄養職員が必要となり、新たにその予算も必要となる。</p> <p>上記の理由から、岐阜県教育委員会と揖斐川町教育委員会との間において、「学校給食供給業務委託に関する覚書書」が締結されており揖斐川町と契約する旨を明記している。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>令和7年度揖斐川町学校給食センターは揖斐川町内の小中学校と同様、本校の業務を誠実に履行している。</p> <p>教育効果・安全性、経費面、衛生面等を総合的に勘案し、令和8年度も揖斐川町（揖斐川町学校給食センター）に委託することとする。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。